

マムルーク朝のムサーリマ問題

松田俊道

はじめに

マムルーク朝時代の史料には、イスラームへの改宗者で、改宗を宣言はしたが正式にムスリムと認められない者に関する記述が見受けられるが、彼らは、ムサーリマ *musālima* という言葉で表現されている。従来の研究では、マムルーク朝の前半期に、特にエジプトでは一四世紀半ばまでに多くのコプト教徒がイスラームに改宗し、コプト教徒は社会のなかでは以後マイノリティーなっていったことが明らかにされてきた。しかし、コプト教徒の改宗は、いわゆるズインミーからムスリムへの移行という単純な流れではなく、そこには、ズインミーでもなくムスリムでもない両者の間に位置するムサーリマが存在したことがわかる。数多くのズインミーがムスリムへの改宗を余儀なくされたマムルーク朝時代は、社会が激しく流動した時代であり、マムルーク朝時代を通じて存在したムサーリマは、社会にそれなりの存在理由を与えたわけである。本稿では、こうしたムサーリマ問題をできるだけ明らかにすることを目的とする。

一、改宗

ムサーリマ問題を検討するにあたり、最初に改宗の問題を整理しておかなければならない。マムルーク朝時代の非イスラー

ム教徒であるズインミーのムスリムへの改宗については、ヴィヒ Gaston Wiet やコトル Donald P. Little などがそのプロセスを明らかにしたきた。⁽¹⁾

それらの研究によれば、マムルーク朝時代の一四世紀前半期に、マムルーク朝の圧力のもとに数多くのコプト教徒がイスラームに改宗したことがわかる。しかし、それは、マムルークたちが改宗を呼びかけたからではなく、カイロやその他の都市でイスラーム教徒の民衆が、多くのコプト教徒たちが経済的に華々しく成功し、政府の役人として権力の一部を担っていることへの憤懣からマムルーク朝政権に改宗をせまつたからである。すなわち、この憤懣が、次第にコプト教徒に対する暴力へと発展していった。そして、そのことはマムルーク朝の社会的・政治的均衡状態を壊した。このため、暴力を抑え、社会的均衡を維持するために、バフリー・マムルーク朝のスルターンたちは、カリフ・ウマルがかつて発布していた布告をほとんど踏襲して公布したり、官僚機構のなかにコプト教徒たちを雇用しないという政策をとった。こうした政策が、コプト教徒の広範囲の改宗を促し、一四世紀の半ばまでにエジプトではコプト教徒はマイノリティーになつたのである。

さて、このことをもう少し詳しく検討してみよう。リトルによれば、キリスト教徒の改宗の契機となつたのは六九二年、七〇〇年、七二一年、七五五年の出来事であるといふ。まず最初の六九二年に起こつた事件は、カラーウーンの死後スルタン位についたアシュラフ・ハリールの親衛隊のマムルークがコプト教徒を書記として雇つたことに関係する。彼らはこの親衛隊の保護のもとに繁栄し、富を誇示するようになつた。⁽²⁾ 六九二年に、イブン・トゥールーン・モスクの付近で一人のキリスト教徒の書記が、一人のムスリムの債務者に縄をかけて引き回していた。ムスリムたちがこの罪人を解放しようとしたところ、マムルークたちが民衆を追い払つたのである。民衆はすぐに、スルタンに訴えたのである。スルタン・アシュラフは、今後スルタンもアミールもキリスト教徒やユダヤ教徒を雇用してはならないといふ、また既に雇われている者は改宗か死かの選択をすべしという布告を発布した。その結果、何人かの書記が改宗をしたが、この布告の影響はそれほど大きくなかった。⁽³⁾

七〇〇年、スルタン・ナースイルの二度目の在位のとき、キリスト教徒やユダヤ教徒に対する攻撃が激しさを増した。そし

て、布告が発布された。

アミールはカイロ総督に、旧カイロとカイロにおいて、青や黄色のターバンを付けなかつたキリスト教徒とユダヤ教徒は民衆によつて略奪され、その財産と婦人は彼らに帰属するという布告をだすことを命じた。いかなるキリスト教徒もイスラムに改宗しなければ政府のいかなる職にも就けなかつた。それゆえ、*harafish*とそれ以外の者が彼らを支配した。布告を無視する者がいれば、それにはロバに乗るズインミーも含むが、彼らを手酷く殴りつけた。それゆえ、命を恐れて多くの者がロバに乗らずに通りを歩いた。彼らの多くが改宗した。⁽⁴⁾

彼らを改宗に向かわせたのはここでもマムルークではなく、民衆であつた。マムルークはむしろ、キリスト教徒やユダヤ教徒の能力を利用してゐたのである。

七四一年、スルタン・ナーシルが死に、マリク・サーリフがスルタン位につくと、コプト教徒は再び富を誇示し始めた。マムルーク朝政権は七〇〇年の布告を再び発布した。スルタンは民衆の要求に屈服し、教会の取り壊しの許可を与えた。さらにマムルーク朝政権は、エジプト全土の教会や修道院のワクフの調査を行わせた。その結果、二五、〇〇〇フェッダーンの土地が没収され、イクターとしてアミールや数人のファキーフに分配された。⁽⁵⁾ それゆえ、キリスト教会の主要な収入源を効果的に排除したのである。そして、コプト教徒に反対するさまざまな手段がエジプト中で行われた。彼らは生活の基盤を失い、教会を破壊され、コプトはムスリムの中に姿を消していった。マクリーズィーはつぎのように記している。

コプト教徒がイスラームに改宗し、モスクに通うようになり、なかには法的資格が承認されて公証人と共に事に当たるまでになつたという多くの報告が上エジプトや下エジプトから届いた。エジプトの北や南のあらゆる地方で、破壊されずに残つてゐる教会はなかつた。そして、その場所にモスクが建てられた。というのは、キリスト教徒の災難がいつそう大きくなり、彼らの収入が減少したとき、彼らはイスラームを受け入れることを決めたからである。それゆえ、イスラームがエジプトのキリスト教徒の間に広がつた。カルユーブ Qalyūb の町だけで一日に四五〇人

がイスラームに改宗した。多くの人々はこのことをキリスト教徒の狡さのためだとし、彼らを不愉快にみなしていた。しかし、これはエジプトの歴史においては画期的な出来事であった。この時から、エジプトにおいては血統が混ざることになつた。というのは、諸地方でイスラームに改宗した者たちは結婚し子供をもうけたからである。後に、彼らの子孫はカイロにやってきて、ある者は裁判官や公証人や学者になつた。だが、彼らの経験を知る者は誰でも、彼らはムスリムのことに従つてゐるが、あからさまに語れないものもあることを理解した。⁽⁶⁾

この記述に見られるように、これはエジプトにおける宗教史上大きな転換点であつたことは間違いないであろう。生活の手段を失つた彼らはムスリム社会のなかにとけ込んでいく道しか残されていなかつたのである。したがつて、これ以後エジプトのイスラーム化、アラブ化がさらにと進んだものと思われる。この最後の一文から想像されることは、改宗者はすぐにはムスリム社会のなかに同化しなかつたということである。

以上が、従来明らかにされたズインミーのムスリムへの改宗のプロセスである。

三、ムサーリマ問題

最近リトルは、前作の論文をさらに発展させ、マムルーク朝のイスラームへの改宗の問題を再検討した。⁽⁷⁾ それに拠れば、こうした改宗は、単にコプト教徒からイスラーム教徒への改宗という単純な流れではないということである。

すなわち、スワイリーなどの同時代の歴史家の記述に拠れば、改宗は、マムルーク朝の抑圧がもたらしたものではなく、むしろ、キリスト教徒としての部分を残したままでイスラームを宣言するコプト教徒の役人たちの都合によるものであったといふ。前章で記した七〇〇年に発布されたスルターン・ナーセルの非イスラーム教徒を抑圧する布告、統治機構の役人への雇用の禁止令によつて、大量のコプト教徒の役人がその職を維持するために、イスラームへの改宗の道を選んだのである。彼らの

多くが、イスラームを宣言した後も、もとの宗教に忠誠を誓っていたとい⁽⁸⁾う。

それゆえ、そのような改宗者をムサーリマとこう。ムサーリマ musalima は（単数はアスラミー aslāmī、またはムスマーマーī – muslamānī）、アラビア語でイスラームを宣誓したものという意味である。この言葉は、最近キリスト教徒やユダヤ教徒からイスラームに改宗した者に対する呼称である。時には、ズインミーでイスラームへの改宗を宣言した者には、ムシユリフ・ビルイスラーム mushrif bil-Islām というラカブが与えられた。彼らは、マムルーク朝時代のエジプト社会の中ではムスリムとズインミーとの間に位置した。すなわち、同時代の人々は、彼らがイスラームを宣言しているので彼らをズインミーとはみなさなかつた。また、彼らは自分たちを真正のムスリムとも認識しなかつた。その理由は、改宗者のなかでイスラームの信仰を守らない者の数がかなり多かつたそういう集団であつたからである。彼らの中にはその後も改宗前の宗教を維持し続ける者もいたとい⁽⁹⁾う。それゆえ、イスラーム教徒たちは、彼らをムサーリマと呼んだのである。

では、このことをもう少し詳しく検討してみよう。マムルーク朝時代の各種の伝記や年代記に登場する人物の中で、al-Qibṭī al-Islāmī とするニスバをもつ人物がいることがわかる。彼らは、単に al-Qibṭī とか al-Naṣrānī とかいうニスバではなく、イスラームを宣誓したという意味でキプティ・イスラームーというニスバをもつのである。そして、伝記など記述の中ではムサーリマ al-Musālima と呼ばれている。したがつて、そこには彼らがコプト・イスラーム教徒と呼ばれ、普通のコプト教徒ともイスラーム教徒とも違う存在である理由があることがわかる。

さて、伝記や年代記に登場するムサーリマはほとんどがマムルーク朝の官僚機構のなかに組み込まれた役人たちである。リトルによれば、バフリー・マムルーク期には宰相 Wazīr、軍務庁長官 Nāzir al-Jaysh、財務庁長官 Nāzir al-Dawāwīn という国家機構の重要職をはじめとして、二七のポストがあげられる。⁽¹⁰⁾ また、ペトリによれば、こうした傾向は続くブルージー・マルーク期にも見られるとい⁽¹¹⁾う。そして、史料で確認できる改宗者の九八%が官僚機構の役人であるとい⁽¹²⁾う。すなわち、彼らのイスラームへの改宗の意図は、改宗することが職と地位を確保する手段であつたからである。

では、もう少し改宗の動機を探ってみよう。ヌワイリーによれば、前章で記した、七〇〇年に発布された「ウマルの布告」により、非イスラーム教徒は役人として雇用されなくなり、彼らの多くが改宗をしたことがわかる。例えば、財務首席監督官 *nāzir al-nuzzār* であったタキー・アッディーン *Taqī al-Dīn* のことを以下のように記している。⁽¹²⁾

村を変えることでコプト教徒は人頭税を回避しえたのであるが、それは財務首席監督官でブルルギー *Kātib Burlughī* として知られるタキー・アッディーンの意見であった。彼は、スルタンの会計から人頭税を移し、イクターに加えた。私は、この移し替えは、彼が意に反してイスラームに改宗したムサーリマ・キプティーの一人であったことに起因していると見ている。彼はイスラームを宣言し、その儀礼に従っているが、彼の好み、望み、関心はキリスト教徒に基づくものであった。キリスト教徒の人頭税の軽減を望み、それをイクター収入の中に含めたのである。すると、多くのキリスト教徒が村から村へと移動した。農民が出ていった村のムクターは徵税が困難となり、移り先の村に彼らを求めた。そして、移り先の村の徵稅人が彼らに税を求めたところ、彼らは自分たちはその村の住人ではないと言つて回避したのである。この理由で人頭税が減少した。信頼できるアミールのディーワーンの何人かの公証人が私に語るには、キリスト教徒の人頭税はおよそ四ディルハムと公言されているが、これまで五六ディルハムであったのである。——命にかけて言うが、もし、このムサーリマのタキーが国を支配したならば、イスラームの名のもとにキリスト教徒を好意的に取り扱わないばかりか、これまでよりも一段と彼らを軽んじるであらまじう。

ここでは、財務首席監督官であったタキー・アッディーンの改宗の直接的な理由は定かでないが、自らの意志に反してイスラームに改宗したが、キリスト教徒としての部分を残したままであることがわかる。しかも、高級官僚としてその地位を利用して、ムスリムの憤慨するようなことを公然と行っていたのである。したがって、この改宗は自ら望んで行つたものではなく、しかも、周囲の人々もその事実を知っていたということになる。

つぎに、少し時代は下るが、イブン・タグリービルディーの伝記に拠り、マムルーク朝の宰相を務めたタージュ・アッディー

この例を検討してみよう。

タージュ・アッディーン・アーハザ' 'Abd al-Wahhāb b. al-Shams Naṣr Allāh b. al-Wajīh Tūmā, という名であるが、al-Wazīr Tāj al-Dīn al-Qibṭī al-Islāmī は、al-Shaikh al-Khatīr として知られるが、シャイフ・ハティールは、父の al-Shams Naṣr Allāh の「カブ」である。カイロで生まれ、キリスト教徒として育った。財政の分野ですぐれた能力を發揮し、各方面に仕えた。やがて、イスラームの告白を余儀なくされた。その後、バルスバーアイがまだアミールであった時に奉仕を変えをした。バルスバーアイがスルタンに就任すると、タージュ・アッディーンはスルタンの厩舎長 Nāzir al-İstabl al-Sultānī と昇進した。バルスバーアイは八三八年彼をワジールに抜擢した。しかし、ジャクマクがスルタン位につくと、彼を逮捕し、尋問した。そして、民衆が彼を嫌つたため、性格の悪さのため、またイスラームを軽んじ、キリスト教を重んじたため彼を遠ざけ雇用しなかつた。彼のターベンはキリスト教徒のようであった。⁽¹³⁾

この記述には、彼がイスラームに改宗した直接的な理由は記されていない。しかし、記述の内容から、おそらく財政を担当する書記の職務を解雇されることがれるために改宗せざるをえなかつたものと想像される。

そのため、彼らのなかには形だけイスラームを宣誓し、ゆとの宗教を維持してこた者もいたことがわかる。例えば、マジュウ・アッディーン・マジド・アル・ナハハル・アル・アスラミー al-Qibṭī は、もとはカイロ生まれのキリスト教徒であった。キリスト教徒の書記としていくつかの分野で活躍した。しかし、アミール・ナウルズ Amir Nawruz が彼にイスラームを強要した。彼はイスラームを宣誓したが、彼のもとにいた妻や使用人たちはキリスト教徒のままであった。また、別の例をあげれば、

アブー・アルファラジ' Abu al-Faraj al-Aslāmī al-Qibṭī は、経歷において最も悪いワジールであった。彼の時代には、財産没収が多く、彼への誹謗中傷が強まり、彼の懲か者が人々を苦しめ、恐怖が広がるに至った。神は彼に罪を負わせることを急いだ。彼はイスラームを宣誓することを強ごられた。そして、由てターベンを被るようになり、人々を罰する際

にはその罪によってのみ罰するようになつた。奇妙なことであるが、彼がキリスト教徒を装つているときは、誠実さと人々に対する保護に気を配る価値ある人であったが、イスラーム教徒を装うときには神への信仰において罪深かつたのである。⁽¹⁵⁾ とあり、その職を失うのをおそれて形式的にイスラームに改宗していたことがよくわかる。

また、なかには、キリスト教徒にもどる宣言をする者も出てきた。マクリーズィーはつぎのように記している。

この年（七八一年）、男と女からなる一団がカイロにやつてきた。彼らはイスラームを離れることを表明した。彼らは元々はキリスト教徒であったが、背教によって血を流してもメシヤに近づきたかったのである。何度かイスラームに戻るよう勧めたが、彼らはそれを受け入れなかつた。彼らは「我らは自らを清め、メシヤに近づくために来たのだ」と言つた。男どもがマドラサ・アルサーリヒーヤの窓の下に連れてこられ、首をはねられた。女どもにはイスラームに改宗するように勧めた。だが、マーリク派の裁判官の助手が彼女らを城塞の下に連行し、首をはねた。法学者たちがこの裁判官を告発し、そのことを非難した。⁽¹⁶⁾

すなわち、この時期に改宗はしてみたものの、心の中で大きく揺れ動いていた人々がいたことも事実である。改宗が彼らに重くのしかかっていたのである。

以上の例からは、確かにムサーリマたちは必ずしもマムルーク朝政権の力によつて改宗させられて生み出されたものではないことがわかる。したがつて、同時代史料が記すムサーリマとは、彼らがムサーリマになつてゐるという事実を本人も自覺し、また周囲の人々もその事実を認識しているような改宗者をいうということになるであろう。

しかし、自らの意にそぐわないまま改宗したムサーリマだけがすべてではなかつたようである。次章ではそのことをとりあげる。

三、ムサーリマの実態

さて、前章で正式なムスリムでもなく、ズインニーでもないムサーリマが存在することを明らかにした。ここではそのムサーリマの実態をもう少し別な観点から明らかにしてみたい。筆者が長年利用し続けてきたセント・カテリーヌ修道院文書にも、この問題を考えるうえで有用な文書が存在する。それゆえ、その文書を訳出紹介して、この問題を検討してみたい。この文書は、文書番号が一六五番と分類された長文の売買契約文書であるが、関係する部分のみをここではとりあげる。⁽¹⁷⁾

文書番号一六五（紙、縦11111cm、横111cm）

慈悲深き慈愛あまねきアッラーの御名において。神が預言者ムハンマドとその家族および教友たちにお恵みを与えますように。

イブン・アッシャリーフト Ibn al-Sharīfahとして知られるバドル・アッディーン Badr al-Dīn Ḥasan b. Nūr al-Dīn ‘Alī b. Badr al-Dīn Ḥasan al-Adāmī は、自分自身のために、イスラームへの改宗者 al-mutasharrif bil-Islām のジャマール・アッディーン Jamāl al-Dīn Yūsuf b. Sa‘īd b. Shībū すなわち、小売商人でサブウ Sab‘として知られる人物から、不動産の半分の一一分サフム（およそ八八²m）を購入した。それは土地付きの建物群で、カイロのアトゥーフ地区にあり、故バクティムル Baktimr の住居の近くにある。

建物の正面には一つの扉があり、最初の扉を開けると大理石の階段があり、イーワーン、噴水、手洗い、ベッドルーム、床に続く。第二の扉は家具の置かれたタイル張りの床の部屋に続く。

上記の不動産は現在、上記の売却人に所有権と処分権があり、そのことが証明された文書が彼の手元にある。上記の建物の三分の一は彼の真の兄弟のナミル Namir から交換によって取得したものであり、その執行はカーディーの Abū al-Rūh Isā

b. Shams al-Dīn b. Abū ‘Abd Allāh Muḥammad b. Sharaf Abū al-Rūh, ‘Isā al-Afqahsī al-Shāfi‘ī はもじて、ハ一六〇年
カラーラ第一戸¹ 戸田（一戸¹ 三¹ 戸¹ 戸）にておれたるのトキ。上記の不動産の残りの部分、すなわち六分の一は、彼の真
の姉妹でキリスト教徒のバシーマ Khasīma から交換により取得したものであり、ハ一六〇年ジユマーダー第一月一一日（一
四¹ 二¹ 三¹ 年四月）に執行されたものである。

上記の建物の境界は以下のとおり既定される。南は上記のベクティマル al-Sayyid al-Sharīf Baktmr の建物に接し、北は
果樹園に接し、その果樹園はアラーヤー al-Arā‘ī ‘Alī al-Shihna として知られる厩舎に続いている。東はクルカーベ Qulqās
として知られるバッジ・アフマド al-Hajj Ahmad の家に接している。西は小路と井戸に接している。

購入はイスラーム法に則ったものであり、その値段はアショラフ金貨とザーヒル金貨で一四〇ディーナールで、上記の購入
者は上記の日付の半年後に上記の価格を一括して支払つものとする。上記の購入者は、この契約に関するところを明確に理
解したうえで、これがイスラーム法の適用を受けた取得であることを確認した。また、上記の購入者は、この売却が異なつた
建物であり、人が住めるように修理する必要があることを知つた。この売却の証人は、上記の内容を受け入れた。

この件にかんする裁定がハ四九年ジユマーダー第一月一一日に求められた。
神はよく知りたまつ。

売買契約者の両者に証印ある。

売買契約者の両者に証印を行ふ。

Ahmad b. ‘Alī al-Wajdi

‘Alī Hasan al-Shadhlī

売買契約者の両方に証印ある。

Muhammad Muhammad al-Jawharī

三人が私のむじの売却との内容にかんして証印を行つた。

以上が文書の内容である。この文書は、一般的に解釈すれば売却文書である。すなわち、購入者のバドル・アッディーンは、売却人のジャマール・アッディーンからカイロのアトウーフ地区にある不動産を一四〇ディーナールで購入した。そして、この売却がイスラーム法の適用を受けて執行されたことが記されている。

しかし、この文書はムサーリマ問題に関する重要なことがらを記してもいい。すなわち、この文書に登場する上記不動産の売却人である、ジャマール・アッディーン *Jamāl al-Dīn Yūsuf b. Sa‘id b. Shīb* はイスラームへの改宗者であるということである。文書では、ムタシャッリフ・ビルイスラーム *al-mutasharrif bil-Islām* と記されているが、ムサーリマとほぼ同義語と思われる。そして、このジャマール・アッディーンはおそらく最近改宗したのではないかということも推測される。その理由は、彼には両親が同じ、すなわち真の兄弟と姉妹がいたが、兄弟のナミル *Namir* は記されとはいが、おそらくキリスト教徒であろう。といのは、ナミルはキリスト教徒の名前で *Leopardus* を意味するからである。ついで、姉妹のハシーマ *Khasīma* もキリスト教徒である。以上のことから、彼の両親はキリスト教徒であり、最近彼が自らの意志からあるいはそれ以外の理由で改宗したことがわかる。しかも改宗後も、サブウ *Sab'* として知られ、小売商を営んでいたのである。サブウはキリスト教徒の名前では Leo に相当する。

彼にはムタシャッリフ・ビルイスラームというニスバが与えられている。彼は小売商人であり、官僚機構の役人ではない。したがって、彼の改宗は、職務の継続を望んで改宗を余儀なくされたものではない。考えられるのは、彼自らが自らの意志で何らかの理由からムスリムになることを望んだということであろう。しかし、かれはムスリム社会のなかで、改宗後直ちに真のムスリムとしては認められなかつた。それゆえ、上記のニスバを与えられたものと思われる。このニスバは直訳すれば、イスラームの名譽を与えられた者という意味であろう。したがって、完全なイスラーム教徒としてすぐには認めるわけにはいかないが、イスラームを十分理解していることを讃え、一定の期間をおいてその信仰の証が証明されれば正式にイスラーム教徒として迎え入れることが可能であるということを暗示しているのではないだろうか。

この文書は確かに一片の文書であるが、しかし社会のなかには、年代記や伝記などに名を残さなかつた多くの普通のムサリマも存在したことと物語つてゐる。このような文書が存在したことからもうかがわれるよう、彼らの多くは勿論完全なムスリムではなかつたのであらうが、しかし、裁判官や公証人のもとに出向き契約手続きを全うしており、社会のなかでの日常生活においては、普通のムスリムとの差はほとんどなかつたのではないかと思われる。

また、ムサリマのなかには、形式的に改宗したのではなく、ムスリムとして積極的に生きようとした者もいたことがわかる。そして、彼らのなかにはマドラサを建設するなどの慈善行為を行つていたことがわかる。

マクワーディーによれば、七七五年に死亡したカーディーのシャムス・アッディーンは al-Qādī Shams al-Dīn Shākir al-Qibṭī al-Miṣrī せ、イブン・アルバクリー Ibn al-Baqrī もして知られるムサリマであり、スラターン・カラーウーンの時代に、カイロにマドラサ・バクリーヤを建設したのである。このマドラサは、ハーキム・モスクからアトウーフ地区に至る小路に沿いにあり、より新しい形の建築で、シャーフィイー派の法学のためのマドラサであったことがわかる。⁽¹⁸⁾

イブン・アルバクリーは、ムサリマであつたが立派なムスリムとして知られ、イスラーム法学の教育機関を設立し、ムスリムとして社会のなかで活躍した人物であつたことがわかる。しかし、彼はよりムスリムに近かつたとしても、キリスト教徒との関係を完全に断ち切つていなかつたのかも知れない。彼の葬儀にはわずかではあるがコプトの指導者たちが出席していたからである。

また、イブン・アビー・シャーキル Ibn Abī Shākir として知られるアブド・アルワッハーブ 'Abd al-Wahhāb b. 'Abd Allāh al-Madwū Mājid b. Muṣā al-Qibṭī al-Miṣrī al-Hanafī せ、ディーワーン・アルムフラドの執達吏、財産・食料・人事・ワクフ行政の執達吏を歴任した後、そのすぐれた能力を認められ、宫廷長官に就任した。彼はキリスト教とは距離をおいていた。キリスト教徒ではない女性と結婚したが、それは善良なムサリマの印であつた。特に、多くの善良な行動、信頼性、知識人の彼に対する好印象があげられる。彼は、カイロの郊外のバイナ・アルスライニにマドラサを建設した。そして、そ

れにいくつかのワクフを設定した。⁽¹⁹⁾

以上のように、イスラーム社会のなかでムサーリマと呼ばれるものなには、前章で検討したように完全なイスラーム教徒ではなく、記録に残っているのは多くの場合自らの意志に反して改宗し、キリスト教徒としての要素を多分に残したままの役人もいた。しかし、彼らのなかには、改宗後イスラームを受け入れ、ムスリム社会のなかに積極的にとけ込んでいった人々もいたのである。

結びにかえて

イスラーム世界に暮らす人々の主要な構成は、ムスリムとズインミーからなる。イスラーム法によれば、イスラームへの改宗を望むズインミーは、ハティーブのもとに出向き彼のもとでイスラームを宣言しなければならない。そして、金曜礼拝の際に、ハティーブがミンバルから彼の改宗を告げることになっている。そのようにして改宗したズインミーのすべてが直ちにムスリムとして認められなかつたことは明らかになつた。すなわち、ズインミーでもなくムスリムでもないムサーリマが存在するからである。本稿ではそのムサーリマを様々な観点から明らかにしてきた。しかしながら、一つだけ明らかにし得なかつたことがある。マムルーク朝時代の一四世紀の半ばまでにエジプトの多くのズインミーがイスラームに改宗し、以後特にコプト教徒はマイノリティーになつていつたわけであるが、その際、改宗者がすべて一旦ムサーリマになつたわけではないであろう。おそらく、イスラームへの信仰の証が決め手となつたものと思われる。問題はその割合である。どれくらいの割合でムサーリマが存在したかということである。すなわち、それが社会問題になつていていたかどうかである。本稿ではそれを明らかにすることができなかつたので、今後の課題としたい。

- (1) Gaston Wiet, *Kibṭ*, *EI* vol.2, pp.996-97.
- Donald P. Little, Coptic conversion to Islam under the Bahri Mamlūks, 692-755/1293-1354, *BSOAS*, vol. 39, 1976.
 バヒー朝のムスリムへの改宗とキリスト教徒の問題 Donald S. Richards, Dhimmi Problems in Fifteenth-Century Cairo: Reconsideration of a Court Document, in *Studies in Muslim-Jewish Relations*, vol. 1, 1993, pp. 127-163.
- Linda S. Northrup, Muslim-Christian Relations During the Reign of the Mamluk Sultan al-Mansūr Qalāwūn, A.D.1278-1290. in *Conversion and Continuity: Indigenous Christian Communities in Islamic Lands, Eighth to Eighteenth Centuries*, ed. Michael Gervers and Ramzi Jibran Bikhaṣi, Papers in Mediaeval Studies 9 (Toronto: Pontifical Institute of Mediaeval Studies, 1990), pp253-261.
- M. Tahar Mansouri, Les Dhimmis en Egypte mamluke : Statut legal et perceptions populaires, *IBLA*, t. 52, no 164, pp.255-270.
- Donald Richards, The Coptic Bureaucracy under the Mamlūks, in *Colloque international sur l'histoire du Caire*, Cairo, 1969, pp.373-81.
- M. Perlman, Notes on Anti-Christian Propaganda in the Mamluk Empire, *BSOAS*, X, 1940-42, pp.843-61.
- (2) Little, ibid., p.53
- Little, Religion under the Mamluks, *The Muslim World*, vol.LXXIII, nos.3-4,1983,pp.179-80.
- (3) Taqī al-Dīn Ahmad b. 'Alī al-Maqrīzī, *Kitāb al-Mawā'iz wal-Itibār bi-Dhikr al-Khitāt wal-Āthār*, Būlāq, 1270H, vol.2, p.497.
- (4) Taqī al-Dīn Ahmad b. 'Alī al-Maqrīzī, *Kitāb al-Sulūk li-Ma'rifa Duwal al-Mulūk*, Cairo, 1970, vol.1, part 3,

pp.914-15. リの藍染布をいた在知の内紳リヒトセ、拙稿「マムルーク朝政権とキリスト教徒」『講座イスラーム世界』世界に広
ヌルイバーム』米光教育文化研究所、pp.132-33、レジスト。

- (5) ibid., vol.2, part 3, p.921.
- (6) ibid., vol.2, part 3, p.927.
- (7) Donald P. Little, Coptic Converts to Islam During the Bahri Mamluk Period, in *Conversion and Continuity*, pp.263-288.
- (8) Little, ibid, p.264.
- (9) Qāsim' Abd-hu Qāsim, *Ahl al-Dhimma fi Misr al-'Uṣūr al-Wustā*, Cairo, 1979, p171.
- (10) Little, op.cit., pp.270-71.
- ムスリムがあがむ。七十の恤僚機構のアベトのなまに壁に領地をかじだぬのせ、文書上は恤僚たる Kuttab al-Sirr である。リビダカは
ムスリムが就出したのである。
- (11) Carl Petry, Geographic Origins of Diwān Officials in Cairo During the Fifteenth Century, *JESHO*, 21, 1978, pp.
165-184. ムスリムチャーハムの領地の内は領地として正確な議論のむすび定義し、特定する必要
がある。ムスリム、カトリック教徒の領地として認めた個人で、最近彼の領地を改暦したのをこじらして
いる。
- (12) Ahmad b. 'Abd Allāh al-Nuwairī, *Nihāyat al-Arab fi Funūn al-Adab*, MSS, vol.30, fol.91. Little, op.cit., p.264,
ムスリムの領地の領主の領地を、ムスリムチャーハムの領地の領地の内は領地として認めた個人で、改暦したのをこじらして
Sulūk, vol.2, part1, p.153-54.
- (13) Abū al-Mahāsin Yūsuf b. Taghrībirdī, *Al-Manhal al-Ṣāfi wal-Mustawfi ba'd al-Wāfi*, Cairo, 1994, vol.7, pp.399-

- (14) Abū al-Mahāsin Yūsuf b. Taghrībirdī, *Al-Nujūm al-Zāhirah fī Mulūk Misr wal-Qāhirah*, Cairo, 1971, vol.15, pp. 480-81.
- (15) Maqrizi, op.cit., vol.3, part2, p.820.
- (16) Maqrizi, op.cit., vol.3, part1, pp.372-73.
- (17) ハリル・アブー・タグヒーリービルディ著「諸王の歴史」、日本語訳文。本文の略称は「タグヒーリービルディ」。
- (18) Ibn Taghrībirdī, *Nujūm*, vol.11, p.128.
- (19) Shams al-Dīn Muḥammad al-Sakhawī, *Al-Daw' al-Lāmi' li-Ahl al-Qarn al-Tāsi'*, Bayrūt, n.d., vol.5. p.102.